

事業主 殿

(一社)大分県労働基準協会佐伯支部

小型移動式クレーン運転技能講習の開催について(ご案内)

標記技能講習を下記のとおり実施いたしますので、この機会に是非受講されますよう、ご案内申し上げます。

記

1 日時・場所

	講習日	時間	場所	受付開始時刻
学科	平成30年7月24日(火)～25日(水)	8:40～17:10	佐伯市保健福祉総合センター(和楽) (佐伯市向島1丁目3番8号)	8:30～
実技	26日(木)	8:05～17:30	長瀬橋下駐車場(番匠川河川敷)	7:50～

※ 16Hコースの方は、7月25日(水)の学科講習時間が8:40～12:55までとなります。

※ 学科及び実技の規定講習時間を受講し、修了試験に合格した方が技能講習修了者となり、修了証が交付されます。

遅刻、途中退場、欠席した場合は修了できませんので、ご注意ください。

2 受講資格・受講料等(税込)

種別	受講資格	受講料	テキスト代	合計
16Hコース	・クレーン・デリック又は揚貨装置運転士免許所持者 ・床上操作式クレーン運転技能講習修了者 ・玉掛け技能講習修了者等	41,040円	1,645円	42,685円
20Hコース	上記以外の者	45,360円	1,645円	47,005円

3 定員 24名(定員に達し次第締め切らせていただきます)

4 申込手続

締切日	平成30年7月10日(火)必着
申込先	〒876-0815 佐伯市野岡町1丁目4-19広瀬ビル2階 (一社)大分県労働基準協会佐伯支部 電話 0972-22-5080 FAX 0972-22-5087
申込方法	電話予約後、所定の受講申込書を佐伯支部まで送付ください。受講申込書は支部に常備しています。(大分県労働基準協会のホームページからも取得できます。) 16Hの方は、受講要件にある修了証のコピーを受講申込書に添付してください。
写真	写真2枚(同一のもの、申込前6ヶ月以内に撮影した縦3.0cm×横2.4cm(運転免許証サイズ)、無背景、上三分身、脱帽、色付きメガネ不可で、裏面に氏名を記入)をご準備ください。
受講料 テキスト代	講習開始7日前までに、現金を当支部までお持ちいただくか、次の銀行口座に振込みをお願いします。大分銀行佐伯支店 普通1490552 名義 (社)大分県労働基準協会佐伯支部
修了証	修了証は、直接本人に簡易書留で郵送しますので、個人ごとに、住所・氏名又は会社気付・本人氏名を明記し、392円分の切手を貼った定形郵便用封筒を添えてお申込みください。

5 その他

- ① 受講者が少人数の場合や天候等の事情により、技能講習を中止、延期、時間の変更等を行うことがあります。
- ② 当協会が実施した技能講習を修了されている方は、修了証を統合しますので、お持ちの技能講習修了証をご持参ください。
- ③ 納入された受講料等は払い戻しいたしませんので、代わりの方の受講をお願いいたします。
- ④ 受講される方の氏名・生年月日等の個人情報につきましては、当協会が責任をもって管理し、他の目的では使用いたしません。
- ⑤ 熱中症予防のため、受講に際しては体調を整えていただくとともに水分補給のための準備をお願いいたします。
- ⑥ 建設事業主等に対する助成金(人材開発支援助成金)制度は当協会では**手続きできません**。利用するためには、**事業主が事前に労働局へ計画届を提出する必要があります**。(提出に必要な時間割を希望される事業所は、**講習開始日3週間以上前までに**、当支部にお申し出ください。)